

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業(都道府県広域捕獲活動支援事業)鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業及び鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)の再評価報告(令和元年度～令和3年度報告)

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名 (協議会名)	対象地域	実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用率・稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績						第三者の意見	都道府県の評価 (東部農林事務所案)						
										被害金額(千円)			被害面積(a)					事業実施主体の評価					
										目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率								
あいら伊豆 広域有害鳥 獣対策協議 会	熱海市	令和元年度～ 令和3年度	イノシシ サル ハクビシン ニホンジカ アナグマ カラス ヒヨドリ	推進事業	(R3) 箱わな(大)3基 購入	あいら伊豆 広域有害鳥 獣対策協議 会	-	-	現場導入することによりイノシシの発生を抑制する効果が確認出来た。	629	1,315	-880.0%	590	527	195.4%	●令和4年の事業内容 (推進事業) ・捕獲機材購入 箱わな(大)1基107,250円(税抜き97,500円/基) (緊急捕獲) ・イノシシ44頭 ・シカ22頭 ・ハクビシン3頭 ・アナグマ3頭 熱海市では、隣接する伊東市とともに、あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会を主体とし、広域で被害対策を実施している。熱海市内の捕獲の現状は農地被害については農家が組織する熱海ワナの会がわなによる捕獲を実施。生活被害については熱海市鳥獣被害対策実施隊がわなによる捕獲を実施している。 熱海市では、隣接する伊東市とともに、あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会を主体とし、広域で被害対策を実施している。熱海市内の捕獲の現状は農地被害については農家が組織する熱海ワナの会がわなによる捕獲を実施。生活被害については熱海市鳥獣被害対策実施隊がわなによる捕獲を実施している。 令和4年は関係機関である熱海ワナの会、部農会と現場で会い、意見交換を実施した。今後は関係機関と連携し、現地の生息環境対策を意識した鳥獣被害対策の体制作りを行っていく予定である。	被害額について目標を達成出来なかったが、被害面積については目標達成が出来ている。また、前年度までの被害の大きなイノシシやシカについては被害を減らすことが出来ている。引き続き、捕獲だけでなく電気柵等の侵入防止柵の設置や荒廃農地の解消等の生息環境対策を合わせて推進を期待したい。また、鳥獣被害対策については地域住民が一体となって進めることでより大きな効果が得られる。このため、鳥獣被害対策実施隊には生産者個人に対する指導だけでなく、集落全体として鳥獣被害対策に取り組む体制づくりを進めることを期待する。(静岡県農林技術研究所 森林・林業研究センター 上席研究員 神谷健太)	被害面積について目標を達成することができた。被害金額については、目標を達成することができなかったが、令和3年度、令和4年度と被害金額を減らすことができてきている。個体群管理をさらに推進しつつ、侵入防止対策と生息環境管理を組み合わせ、総合的な対策により組むよう努めてほしい。					
				緊急捕獲活動支援事業	(R1) 捕獲数 イノシシ 68頭 ニホンジカ 2頭 アナグマ 1頭	-	-	従事者の対応により一定の捕獲があったが、被害金額、被害面積について前年度より減らすことができなかった。															
				緊急捕獲活動支援事業	(R2) 捕獲数 イノシシ 175頭 ニホンジカ 9頭 ハクビシン 2頭 アナグマ 3頭	-	-	従事者が増え、わなの設置数が増えたことにより捕獲数が顕著に増加した。その結果、被害額は前年度比33%減、被害面積は前年度比19%減となった。															
清水町鳥獣 被害防止対 策協議会	清水町	令和元年度～ 令和3年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン	推進事業	(R2) 猟犬用発信機3基	清水町鳥 獣被害防 止対策協 議会	-	-	猟犬用発信機を用いることで効率的な捕獲作業を行うことができた。	8	16	-100.0%	3.4	8	-187.5%	●令和4年度の事業内容 (推進事業) ・くりわな用ワイヤー6巻を購入 ・電気止め刺し1セットを購入 (緊急捕獲活動支援事業) ・イノシシ2頭 ・シカ6頭 猟犬用発信機を用いて効率的な捕獲活動を行うことができた。 被害金額及び被害面積について共に目標値に達することができなかった。 清水町は例年被害額及び被害面積が小さいことから、目標値について非常に厳しく設定していたが、近年ニホンジカによる被害の増加等があり、実績値が微増した。 引き続き適切な被害防止対策を行う必要がある。	目標達成は出来なかったものの、積極的に捕獲に取り組む姿勢を評価したい。被害金額及び面積がともに少なく局所的な発生にとどまっていると推察されるが、イノシシ等では被害が拡大している獣種もある。捕獲では加害種を捕獲することが被害を軽減するためには効果的であるため計画的な捕獲を期待したい。(静岡県農林技術研究所 森林・林業研究センター 上席研究員 神谷健太)	再評価であるが、被害金額は前年度より微増、被害面積は横ばいとなり、引き続き目標達成はできなかった。被害規模が小さいため、引き続き地区猟友会と連携し、被害の縮小に取り組んでほしい。					
				緊急捕獲活動支援事業	(R1) イノシシ7頭 ニホンジカ1頭 ハクビシン0頭	-	-	年間を通じ7、8頭の有害鳥獣の捕獲ができた。近年、ニホンジカの捕獲頭数が増えてきている。															
				緊急捕獲活動支援事業	(R2) イノシシ7頭 ニホンジカ1頭 ハクビシン0頭	-	-																
湖西市鳥獣 被害対策協 議会	湖西市	令和元 年度から令和 3年度	イノシシ、 ハクビシ ン、カラス	緊急捕獲活動支援事業	(R1) イノシシ119頭 ハクビシン14頭 カラス176羽 (R2) イノシシ148頭 ハクビシン8頭 カラス190羽 (R3) イノシシ10頭 ハクビシン5頭 カラス188羽 (R4) イノシシ9頭 ハクビシン4頭 カラス154羽			・直接被害の影響を及ぼす個体を駆除することにより、農作物被害拡大を抑制させた。	2,799千円	3,617千円	32.00%	594a	728a	47.00%	・被害対策のため、市長が防護柵や捕獲機を購入する際に費用の1/2を補助しており、R4年度はイノシシ用の防護柵として電気柵7件、メッシュフェンス1件の計1,102mが設置された。また、ハクビシンを捕獲するための捕獲機は7台設置された。今後も市民からの申請に基づき補助を行っていく。 ・改善計画に基づき、R4年度は新規わな猟免許取得者に対して講習会を行い、捕獲従事者の育成を図った。また、被害農家から相談があった際には、その都度捕獲従事者と現場へ同行し、農家に対して防護柵設置等の自己防衛についてアドバイスを行った。 ・R3年度に実証を行いイノシシへの一定の効果が確認された忌避装置(地元製造会社開発、販売中)については、野生動物が音や匂いに慣れると忌避効果が弱まることを踏まえて防護柵との併用を市補助金申請者に勧めるなど、被害軽減に繋げていく必要がある。 ・カラスの駆除については、湖西市野生鳥獣等管理協会が月に1回駆除活動を実施しており、R4年度は154羽を駆除した。一方で、個体の増加、作物の単価の高騰、捕獲従事者の高齢化等が起因し、被害面積及び被害額は目標達成に至っていない。今後は、防護柵等の更なる普及を啓発していく必要がある。 ・ハクビシンについては、被害農家からの相談を受け野生鳥獣等管理協会の会員が令和4年度は4頭駆除した。カラスと同様に個体の増加、作物の単価の高騰、捕獲従事者の高齢化等が起因し、被害面積及び被害額の軽減ができていないため、今後は防護柵等の更なる普及を啓発していく必要がある。	捕獲数の伸び悩みは様々な要因があると思われるが捕獲従事者の高齢化も一つであると考えられる。新規猟犬免許取得者への講習会等積極的な取り組みをされており評価できる。今後はICT機器の活用等も検討いただきたい。捕獲においては加害種を捕獲することが被害を軽減するためには効果的であるため計画的な捕獲を検討いただきたい。また、捕獲以外の周辺環境の整備や集落住民の意識啓発等の今後の活動に期待したい。	イノシシについては、目標達成に向けて進捗が見られるため評価できる。引き続き捕獲強化、侵入防護柵設置支援、捕獲従事者育成を行っていただきたい。ハクビシン及びカラスについては、駆除を実施しているものの被害面積や被害額の減少が見られないため、今後の具体的な対策実施及び意識啓発に期待する。						
				緊急捕獲活動支援事業	(R2) イノシシ148頭 ハクビシン8頭 カラス190羽	-	-																
				緊急捕獲活動支援事業	(R3) イノシシ10頭 ハクビシン5頭 カラス188羽	-	-																

注1:被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載すること。

注2:都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。

注3:事業効果は記載例を参考とし、獣種等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。

注4:「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。

注5:鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。